

EU Sustainability Developments

CSRDの簡素化： オムニバス指令の 主な影響



知っておくべきポイント

- CSRDを改正する指令は現在発効しており、加盟国は2027年3月19日までに、関連する要素を国内法に移管しなければなりません（なお、各国独自の要件を追加する可能性があります）
- 適用範囲は縮小されています。CSRDに基づく強制的なサステナビリティ報告は、現在では従業員数が1,000人超かつ売上高が4億5,000万ユーロ超の企業のみ適用されます
- スケジュールについては、従前の「ストップ・ザ・クロック」指令により変更された報告時期が、引き続き適用対象となる企業に対して適用されます
- 新たな軽減措置として、より高い関値、バリュー・チェーンにおける保護措置、機密性に関する規定の強化及び限定的保証要件の安定化が含まれます
- 今後さらに変更が予定されています。簡素化されたESRS、任意適用基準(VSME)、EU域外ESRS(N-ESRS)及びデジタル報告に関する措置が、2026年から2027年にかけて委任法令により最終化される予定です。

2026年3月18日、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)及び企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CS3D)を改正するEU指令2026/470(以下「コンテンツ指令」という)が発効しました。これは、サステナビリティ報告の有用性を企業の意味決定者及び資本市場に対して維持しつつ、その適用範囲及び複雑性を削減することを目的とした、欧州委員会の簡素化アジェンダにおける重要な一歩です。

コンテンツ指令は、2025年2月26日に公表された欧州委員会の第1次オムニバス簡素化パッケージの一環として提案されたものです。その包括的な目的は、EU全体におけるサステナビリティ報告の透明性及び信頼性を維持しながら、事務負担及びコンプライアンス・コストを削減することにより、欧州の競争力を向上させることにあります。改革は、報告義務の対象となる企業数の絞込み、報告要件の簡素化及びバリュー・チェーンにおける小規模企業への救済措置の提供に重点を置いています。コンテンツ指令による変更は、簡素化された欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を採用するための委任法を含む、追加の二次法令によって補完される予定です。

2025年12月に欧州議会及び理事会の間で政治的合意が成立した後、本指令は2026年2月26日にEU官報に掲載され、2026年3月18日に発効しました。EU加盟国は、CSRDを改正する要素を2027年3月19日までに国内法に移管しなければならず、その後、新たな枠組みが、誰がどのようにサステナビリティ情報を作成及び保証するかを決定することとなります。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32026L0470>



エグゼクティブ・サマリー

CSRD(及びCS3D)を改正する指令案は、サステナビリティ規制を簡素化するため、2025年2月に欧州委員会の第1次オムニバス・パッケージの一環として当初公表されました。その後、1年にわたる集中的な審査及び機関間交渉を経て、本指令は2026年3月18日に発効しました。EU加盟国は、2027年3月19日までに本指令を国内法に移管する必要があります。簡素化項目の主な目的は、以下のとおりです：

- **競争力及びコンプライアンスの強化:** サステナビリティ報告を合理化することにより、事務負担及びコンプライアンス・コストが削減され、企業は成長や革新的な持続可能な実務及び技術への投資に、より多くの資源を配分できるようになります。
- **透明性及び信頼の促進:** 分かりやすい報告制度は、EU全体におけるサステナビリティ実務の一貫性を高め、利害関係者間の透明性及び信頼を構築します。

本書は、本指令がこれらの目的を達成するためにCSRDに加えた主な変更点の概要を提供するものです。本書では、CSRDに対する各主要な変更点を順に取り上げた後、今後の対応について検討します。本書全体に配置されている「弊法人のコメント」欄では、実務上の論点及び重要なポイントを示しています。

まとめ: CSRD改正の主な内容

タイムライン	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 加盟国は、改正後の閾値により適用対象外となるWave 1企業²について、2025事業年度及び2026事業年度の報告義務を免除する選択肢を有しています。 ▪ 当初のWave 2企業³(現在は2027事業年度)及びWave 3企業⁴(現在は2028事業年度)については、「ストップ・ザ・クロック」指令により報告時期が2年間延期されており、引き続き適用対象に残る企業に対してはこれらの時期が適用されます。
閾値 – EU及び欧州経済領域(EEA)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 閾値は引き上げられ、平均従業員数が1,000人超かつ売上高が4億5,000万ユーロ超の企業、企業グループ及び発行体に適用されます。 ▪ これは、上場企業及び非上場企業の双方、並びに信用機関及び保険会社に適用されます。 ▪ 上場中小企業(SME)は適用範囲から除外されます。
EU域外企業に対する閾値	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 閾値は引き上げられ、以下の双方の要件を満たす第三国企業に適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 4億5,000万ユーロ超のEU域内売上高を計上していること ✓ EU内に子会社を有する(又は子会社を有しない場合にはEUの支店)が2億ユーロ超の売上高を計上していること
免除規定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定の条件を満たす一部の金融持株会社は、報告義務から免除されます(ただし、これは子会社が報告義務を免除されることを意味するものではありません)。 ▪ 事業年度中に合併、買収又は処分が行われた場合については、適用対象となる企業グループに対して、報告に関する軽減措置が提供されます。
バリュー・チェーン	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「バリュー・チェーン・キャップ」が導入され、報告企業がバリュー・チェーンにおける「保護対象」企業(すなわち、従業員数が1,000人以下の企業)に対して要請できるサステナビリティ情報が制限されます。 ▪ この制限は、欧州委員会により採択される任意報告基準において規定される情報に基づきます。

² 従業員が500人超の上場会社で5千万ユーロ超の純売上または2千5百万円超の純資産を有するもの

³ 従業員が250人超のその他の会社で5千万ユーロ超の純売上または2千5百万円超の純資産を有するもの

⁴ 上場中小企業(マイクロ企業を除く)、小規模かつ複雑な信用機関及びキャプティブ保険会社

営業秘密	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、機密情報及び営業秘密に該当する特定の種類の情報を開示から除外することができます。
保証	<ul style="list-style-type: none"> 限定的保証は維持される。保証基準は、2027年7月1日までに採択される予定です。 合理的保証に関する基準を採択する欧州委員会の権限は削除されます。
ESRS	<ul style="list-style-type: none"> 改訂後のESRSは、コンテンツ指令の発効から6か月以内に欧州委員会により採択される予定です(すなわち、2026年9月頃が見込まれています)。
セクター別基準	<ul style="list-style-type: none"> セクター別基準を採択する欧州委員会の権限は削除されます。 報告義務の対象となる企業からの需要に応じて、欧州委員会はセクター別ガイダンスを提供する可能性があります。
デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は、EU及び各国の報告要件に関するテンプレート及びガイドラインにアクセス可能な、新たなデジタル・ポータルを設置します。



弊法人のコメント

企業に対する実務上の影響 - サステナビリティ報告戦略及びより広範な事業実務に対する影響を評価するに当たり、企業は、以下のステップを検討することが考えられます：

- 適用範囲及びコンプライアンスへの影響の評価:** 新たなCSRDの閾値に基づき、自社が引き続き適用対象となるかどうかを判断します (EU域外親会社に対するEU域外適用の影響も考慮する)。また、各加盟国における国内法移管により、加盟国レベルでより厳格な報告義務が課される可能性があるため、立法動向を継続的に把握する必要があります。
- 投資家及びその他の利害関係者の期待の評価:** スcope外の企業であっても、こうした期待は引き続き高いと考えられるため、自主的なサステナビリティ報告は市場での信頼性を確保するうえで戦略的に重要な検討事項となります。
- バリュー・チェーン上の顧客との関与強化:** 将来の報告期間に向けた顧客の期待及び情報ニーズを理解する必要があります。大企業からのサプライ・チェーン上の要請は、引き続き、事業提携及び資金調達の意味決定において重要な役割を果たします。
- 任意報告基準及びベスト・プラクティスとの整合:** 企業は、義務的な報告要件に基づく報告要件を自主的に採用すること、又は欧州委員会により採択される予定の任意報告基準へ移行することを選択できます。業界のベスト・プラクティスとの整合を図ることは、透明性及び信頼性の維持に資することとなります。
- ダブル・マテリアリティ分析の維持:** 引き続き適用対象となる企業については、財務マテリアリティ及びインパクトマテリアリティに関するリスクを評価し、シナリオ分析及び利害関係者とのエンゲージメントを活用してマテリアリティ評価を精緻化し、戦略に反映させます。
- バリュー・チェーン上の対話への適応:** バリュー・チェーンにおける主要なサステナビリティ上のリスク及び機会を特定し、適用対象外となった事業パートナーに対して、自主的なサステナビリティ情報の開示を促します。
- ガバナンス及びデータの信頼性の強化:** ESGデータに関する強固なガバナンス体制及び内部統制の構築を引き続き進め、データの品質を向上させることで、経営陣及び投資家に対する信頼性を高めます。
- 将来を見据えたサステナビリティ戦略の構築:** 社内のサステナビリティに関する専門性を強化し、ESGの考慮事項をコーポレート・ガバナンス及び経営戦略に統合することで、将来のコンプライアンス対応力を高め、長期的なサステナビリティ価値の創出を促進します。

目次

1.	簡素化前の CSRD の概要	5
2.	CSRD の全般的な改正	6
2.1.	改正後の適用タイムラインの再確認(ストップ・ザ・クロック規定)	6
2.2.	EU及びEEAにおける適用対象閾値の変更	6
2.3.	EU及びEEAの適用対象企業に対する報告オプション	7
2.4.	EU域外親会社グループに対する適用対象閾値の変更	8
2.5.	適用対象となるEU域外親会社グループに対する報告オプション	8
2.6.	新たな閾値を考慮した報告タイムラインの概要	9
2.7.	提供される免除措置	10
2.8.	バリュー・チェーンにおける任意報告及び情報要請	11
2.9.	情報の省略	12
2.10.	保証規定の変更	13
2.11.	ESRSの改訂	14
2.12.	セクター別基準に関する規定の削除	15
2.13.	デジタル化要件の変更	15
3.	今後の対応	16

1. 簡素化前のCSRDの概要

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)(指令(EU)2022/2464)は、利害関係者が企業のサステナビリティ・パフォーマンスを評価することを可能とするため、サステナビリティ報告の改善を目的として導入されたものです。これは、欧州グリーン・ディール及び国連の持続可能な開発目標の下で、完全に持続可能かつ包括的な欧州経済への移行に貢献することを目的としています。CSRDは、企業に対して、環境、社会及びガバナンス(ESG)に関する影響について包括的な情報を開示することを義務付けています。

適用範囲

企業規模に応じた段階的な報告義務(Wave別適用):⁵

- 2025 (FY 2024): Wave 1 - 従業員数が500人超の上場大企業
- 2026 (FY 2025): Wave 2 - その他の大企業
- 2027 (FY 2026): Wave 3 - 上場中小企業
- 2028 (FY 2027): Wave 4 - 1億5,000万ユーロ超のEU域内売上高を計上し、少なくとも1社の大会社に該当する子会社、又は子会社を有しない場合には売上高が4,000万ユーロ超の支店を有する非EUグループ

報告基準

企業は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が策定した欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に従って報告を行うことが求められる。これらの基準は、EU全体におけるサステナビリティ報告の一貫性及び比較可能性を確保するものです。

ダブル・マテリアリティ

CSRDはダブル・マテリアリティのアプローチを採用しており、企業は、サステナビリティ課題が自社の事業に与える影響、及び自社の事業が社会及び環境に与える影響(インパクト)の双方について報告することが求められます。

保証及びデジタル化

CSRDは、サステナビリティ情報について、独立した第三者による限定的保証を義務付けています。また、将来的には、報告書をデジタル形式で作成することが求められ、これにより、情報のアクセス性及び透明性が向上することが期待されます。

バリュー・チェーン報告

企業は、自社の事業活動、製品及びサービス、取引関係並びにサプライ・チェーンを含む、バリュー・チェーン全体に関する情報を提供しなければなりません。

⁵「大企業」はEU会計指令2013/34において、250人超の従業員で5千万ユーロ超の純売上または2千5百万円ユーロ超の総資産を有するものとして定義される

2. CSRDの全般的な改正

CSRDに対する改正は重要なものであり、(i) 小規模企業に対するコンプライアンス負担を軽減すること(ii) 引き続き適用対象となる企業に対するプロセス及び開示要件を簡素化することを主な目的としています。これらの改正内容及びその影響については、以下の詳細な各セクションにおいて説明及び整理を行っています。

2.1. 改正後の適用タイムラインの再確認(ストップ・ザ・クロック規定)

「ストップ・ザ・クロック」指令((EU)2025/794)は、段階的な導入スケジュールにより、CSRDの当初の適用対象であったものの、まだ報告を開始していなかった企業に対する報告義務を繰り延べたものです。その目的は、当初のCSRDに基づき、2025事業年度(Wave 2)又は2026事業年度(Wave 3)について報告を求められた企業が、改正後のCSRDにより、その後に報告義務を免除されるという事態を回避することにあります。すなわち、不要なコストの発生を防ぐため、各Waveについて報告義務が2年間延期されています。

改正後も適用対象に残るWave 2企業(後述の閾値を参照)は、2027事業年度に係る情報について2028年に報告を行うこととなります。また、Wave 3企業は、本来であれば2028事業年度に係る情報について2029年に報告することになっていましたが、Wave 3は現在、コンテンツ指令により完全に適用対象外とされています。

一部のWave 1 報告企業に対する限定的な移行措置

加盟国は、改正後の閾値を下回るWave 1企業について、2025事業年度及び2026事業年度のCSRD報告義務を免除することを選択できます。これは、閾値が大きくなったことにより適用対象外となる企業に対する事務負担を、可能な限り速やかに軽減することを目的としたものです。



弊法人のコメント

追加的に確保された時間を有効活用すべき: 引き続き適用対象に残るWave 2企業は、「ストップ・ザ・クロック」指令による延期期間を活用し、サステナビリティ情報の作成に向けたガバナンス、内部統制及びデータ・プロセスを強化すべきです。

2.2. EU及びEEAにおける適用対象閾値の変更

新たな閾値(EU/EEAの企業、グループ及び発行体)

CSRDに基づく強制的なサステナビリティ報告の閾値は大幅に見直され、最大規模の企業のみを対象とするものとなった。企業(又は連結グループ)が適用対象となるのは、以下の両方を超過する場合に限られます:

- i. 事業年度中の平均従業員数が1,000人超であること

及び

- ii. 純売上高が4億5,000万ユーロ超であること

対象となる企業は?

これらの閾値は、上場及び非上場の企業の双方に適用され、信用機関及び保険会社も、改正後の基準を満たす場合には対象となります。EUの規制市場において有価証券が取引されているEU域外企業(すなわち「発行体」)で、上記の閾値を超過するものも、引き続き適用対象となります。上場中小企業は、適用対象から除外されます。スコープ外となった企業のうち、自社のサステナビリティ状況を報告したい企業向けに、任意の報告基準が提供される予定です。

見直し条項

コンテンツ指令は、適用範囲の妥当性を時間の経過とともに再評価するための見直しメカニズムを導入しています。例えば、インフレにより財務閾値の調整が必要となる可能性があることを踏まえ、データニーズと報告負担のバランスは将来変化し得ることが認識されています。欧州委員会は、2031年4月30日までに適用範囲に関する評価を公表し、その後は3年ごとに評価を行わなければなりません。



弊法人のコメント

欧州委員会は、当初の提案(すなわち、従業員数が1,000人超の大企業)に基づき報告が求められる企業の数、CSRDの当初の適用範囲と比較して、最大で約80%削減される見込みであったと見積っています。⁵最終的な文書において閾値がさらに引き上げられたことにより、この削減幅は一層大きなものとなっています。

従前の「大企業」の基準に基づきCSRD対応を見込んでいた多くの企業は、今後、適用範囲外となることとなります。しかしながら、(金融機関、投資家、顧客及びバリュー・チェーン上のパートナー等によって、程度の差はあるものの)市場の期待は引き続きサステナビリティ情報の要請を促すこととなるため、任意のサステナビリティ報告は、市場における信頼性を確保するための戦略的な検討事項となります。

2.3. EU及びEEAの適用対象企業に対する報告オプション

実務上、改正後のCSRDは、適用対象のEU域内企業(すなわち、従業員数が1,000人超かつ売上高が4億5,000万ユーロ超の閾値を満たすEU域内企業。これには、これらのEU域外親会社のEU子会社のうち、閾値を満たす企業も含まれます)に対して、複数の報告オプションを提供しています。

グループ構成を考慮した場合、これらの報告オプションには以下が含まれます:

- **EU企業による単体(又は連結)報告** 適用対象となる各EU域内企業は、それぞれのレベルにおいて、ESRSに準拠したサステナビリティ報告書を作成することができます。適用対象となるEU親会社については、当該単位での連結サステナビリティ報告書の作成が求められます。
- **EU親会社(又は中間親会社)レベルでのEU子会社の連結報告** EU親会社又はEU中間親会社は、EU子会社及びEU域外子会社を含む連結サステナビリティ報告書を作成することができます。EU親会社又は中間親会社の連結サステナビリティ報告書に、ESRSに完全に準拠した形で含まれている場合、当該EU子会社が自らサステナビリティ報告書を作成する義務は免除されます。当該免除は、連結サステナビリティ報告書を作成する義務を負うEU子会社(すなわち、自らも親会社である子会社)にも適用されます。
- **EU域外親会社レベルでのEU子会社の連結報告** EU域外親会社が、ESRS又はESRSと同等と認められる基準に完全に準拠した連結サステナビリティ報告書を作成し、その中にEU子会社及びEU域外子会社を含めている場合、当該連結報告書に含まれる適用対象のEU子会社は、自ら報告書を作成する必要はありません。⁶ 当該免除は、連結サステナビリティ報告書を作成する義務を負うEU子会社(自らも親会社である子会社)にも適用されます。
- **EU域外親会社を有するEU子会社に対する「擬似連結」** 2030年までの経過措置として、EU域外親会社は、改正後のCSRDの適用対象となる当該EU域外親会社のすべてのEU子会社(これらのEU子会社が有するEU子会社及びEU域外子会社を含む)を連結するEU子会社を1社選定することができます。選定されるEU子会社は、直前5事業年度のうち少なくとも1事業年度において、EU域内売上高が最大であったEU子会社でなければなりません(該当する場合には連結ベース)。



弊法人のコメント

特にEU域外親会社を有し、かつCSRDの適用対象となるEU子会社を有する場合、サステナビリティ報告をどのレベルで作成すべきかを判断することは複雑となり得ます。利用可能な報告オプションを評価する際には、例えば以下の要素を考慮することが考えられます。

- EU域内及び(該当する場合)グローバルにおけるデータ収集システム及び内部統制の成熟度及び地理的範囲。
- 報告要件を満たすために、公表する意思のあるサステナビリティ情報の範囲。(例えば、場合によっては、報告対象をEU子会社のみ限定することを希望する企業も考えられる)
- 単体ベース又は連結ベースで報告を行うことの影響。
- 経過措置又は連結ベースの報告オプションが、十分かつ持続的な軽減措置となるかどうか。

⁵ 2025年2月に公表されたCommission Questions and Answers on Simplification Omnibus press release参照 -

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_615

⁶ 欧州委員会が認識するESRSと同等と認められる基準は今後検討されることに留意
CSRDの簡素化: オムニバス指令の主な影響

2.4. EU域外親会社グループに対する適用対象閾値の変更

第三国グループに対するより高い閾値(追加的なEU域外企業の連結報告)

EU域外親会社グループについては、CSRDの「第三国」制度が縮小され、非常に大規模なグループのみが対象となります。これには、直近2事業年度連続して、4億5,000万ユーロのEU域内純売上高を計上していること(従前の1億5,000万ユーロから引き上げ)、EU内に子会社(又は子会社を有しない場合には、EU支店)を有し、直前事業年度において2億ユーロ超の純売上高を計上していることという要件を満たす最終親会社が含まれます。これらのグループは、2028事業年度に係るデータについて、2029年から、最終親会社レベルで連結報告を行うことが求められます。

弊法人のコメント

「計上されたEU域内純売上高」の算定方法及び評価については、コンテンツ指令において明確に定義されていません。一部の企業では、EU域外企業がEU内の顧客から得た収益を含めるべきかどうかについて疑義が示されています。また、EU子会社がEU域外の顧客から得た収益を含めるべきかどうかについて問題提起を行う企業もあります。現時点での弊法人の理解では、第三国グループがEUにおいて計上した売上高は、収益を計上した企業の所在地にかかわらず、顧客がEU内に所在しているかどうかに基づいて算定すべきであると考えます。

2.5. 適用対象となるEU域外親会社グループに対する報告オプション

追加的なEU域外企業の連結報告の閾値を満たすEU域外親会社グループは、以下のいずれかの基準を適用して、連結ベースで報告を行わなければなりません:

- EU域外 ESRS (EU域外企業向けの独立したEUサステナビリティ報告基準であり、欧州委員会による採択が予定されているもの、N-ESRS)
- 改訂後のESRS
- ESRSと同等と認められる基準(当該基準は、現時点では欧州委員会により未決定である)

EU域外企業による連結サステナビリティ報告は、改正後のCSRDに基づき、EU域内企業向けの閾値を自らの規模で満たすEU子会社(すなわち、EUに所在し、従業員数が1,000人超かつ売上高が4億5,000万ユーロ超の閾値を満たす企業)に適用される報告要件に追加して求められる場合があります。

弊法人のコメント

第三国グループに対する報告基準: コンテンツ指令は、第三国企業向けのサステナビリティ報告基準を委任法(第二次法令)により採択する権限を欧州委員会に付与している会計指令の既存規定を変更していません。EFRAGは、簡素化されたESRSを踏まえ、当該基準(すなわち、EU域外 ESRS)の策定を進めています。しかし、欧州委員会は、EU域外 ESRSを採択するための委任法について、2027年10月1日以前には公表されない見込みであると発表しています。したがって、改正後のCSRDの適用対象となる第三国企業は、2028年度からの初回報告に向けて技術的な準備を整えるため、EFRAGのプロセスおよび関連公表物を継続的に注視する必要があります。

2.6. 新たな閾値を考慮した報告タイムラインの概要

報告タイムライン及び適用対象となる閾値の変更を踏まえ、企業は、自社に報告義務があるかどうか、また、ある場合にはいつ当該義務を履行する必要があるかを評価しなければなりません。以下の表は、現時点における見通しを高いレベルで要約したものです。

Original wave	企業区分	当初の報告時期	「ストップ・ザ・クロック」指令の影響	コンテンツ指令による最終的な取扱い
Wave 1	従業員数が1,000人超かつ売上高が4億5,000万ユーロ超の上場大企業	2024年1月1日以後に開始する事業年度について、2025年に報告	影響なし	「簡素化された」ESRSに基づき、引き続き報告を行う
	従業員数が500人超1,000人以下及び／又は売上高が4億5,000万ユーロ以下の上場大企業			国内法移管後、報告対象外となる。加盟国は、2025事業年度及び2026事業年度について、報告義務を免除することを選択可能。 バリュー・チェーンに関する情報提供は、新たな任意報告基準に基づく。
Wave 2	従業員数が1,000人超かつ売上高が4億5,000万ユーロ超の大企業	2025年1月1日以後に開始する事業年度について、2026年から報告	報告は2028年まで延期され、最終的な適用可否及び報告要件を評価	2027年1月1日以後に開始する事業年度について、2028年から「簡素化された」ESRSに基づき報告
	従業員数が1,000人以下及び／又は売上高が4億5,000万ユーロ以下の大企業			国内法移管後、報告対象外となる。バリュー・チェーンに関する情報提供は、新たな任意報告基準に基づく。
Wave 3	上場中小企業（マイクロ企業を除く）、小規模かつ非複雑な信用機関及びキャプティブ保険会社	2026年1月1日以後に開始する事業年度について、2027年から報告	2029年まで報告を延期；現在はコンテンツ指令により実質的に置き換えられている（右記参照）。	コンテンツ指令により実質的に置き換えられ、国内法移管後、報告対象外となる。バリュー・チェーンに関する情報提供は、新たな任意報告基準に基づく。
Wave 4	4億5,000万ユーロ超のEU域内売上高を計上し、EU内に売上高が2億ユーロ超の少なくとも1社の子会社（又は支店）を有する最終EU域外親会社	2028年1月1日以後に開始する事業年度について、2029年から報告	変更なし	変更なし
	1億5,000万ユーロ超のEU域内売上高を計上し、EU内に大会社となる子会社又は売上高が4,000万ユーロ超の支店を有するが、改正後の第三国グループの閾値を下回る最終EU域外親会社			国内法移管後、報告対象外となる

2.7. 提供される免除措置

金融持株会社の構造

コンテンツ指令は、一定の条件を満たす場合に、金融持株会社⁸を改正後のCSRDに基づく報告義務から免除しています。金融持株会社は、株主としての権利を害することなく、子会社の経営に直接又は間接に関与しておらず、かつ、子会社のビジネスモデル及び事業運営が相互に独立している場合には、この報告免除の適用対象となります。

これらの状況において、親会社は、連結ベースでサステナビリティ情報を報告するかどうかを選択することができます。ただし、これは、子会社自体の規模により適用対象となる場合に、当該子会社の報告義務が免除されることを意味するものではありません。

上場している大会社である子会社に対する免除

CSRDにより改正された会計指令は、すでに、他の企業の連結サステナビリティ報告に含まれている子会社である親会社について、連結サステナビリティ報告書を作成する義務を免除していました(指令(EU)2013/34第29a条第8項)。しかしながら、この免除は、上場している大会社には適用されていませんでした。コンテンツ指令は、この免除の適用範囲を拡大し、他の企業の連結サステナビリティ報告に含まれている上場している大会社である子会社にも適用されることとしました。

グループ構成の変動

本改正には、事業年度中に発生する合併、買収及び処分に関連する報告上の軽減措置が含まれています。事業年度中に、合併又は買収により企業グループの構成が変更された場合、親会社は、当該事業年度の連結報告から、新たに取得した企業及び合併により取得した企業を除外することができます(これらの企業は、翌事業年度から連結報告に含める)。また、事業年度中に処分された子会社については、親会社は、当該子会社に関するサステナビリティ情報を、当該事業年度の連結サステナビリティ報告書に含める必要はありません。



弊法人のコメント

金融持株会社に対する免除規定の適用には慎重な検討が必要: すなわち、子会社の経営に直接又は間接に関与していないこと、及び子会社のビジネスモデル及び事業運営が相互に独立していることという要件については、一定の判断を伴う可能性があります。このような評価は、各国での指令の国内法への移管の内容を踏まえて行う必要があり、同プロセスにおいて当該適用除外の範囲についてさらなる明確化が加えられる可能性があります。

金融持株会社に対する免除は、適用対象となるEU子会社には及ばない: すなわち、CSRDに基づく報告義務が免除される金融持株会社と判断される親会社は、自社のどの子会社がCSRDの適用対象となるか、及びグループとして利用可能な報告オプションが何であるかを慎重に評価すべきです。これは、金融持株会社に対して提供される報告上の軽減措置が、グループ内の子会社には及ばないためです(すなわち、CSRDの適用対象となる子会社は、引き続き報告義務を負います)。なお、金融持株会社は、連結ベースでサステナビリティ情報を報告することを引き続き選択することができます。

除外された子会社に対して期待される透明性(買収、処分又は合併): 親会社が、子会社を連結サステナビリティ報告書から除外するオプションを行使する場合であっても、当該事業年度中に当該子会社に影響を与え、かつ、サステナビリティ事項に関連するグループのインパクト、リスク又は機会に影響を及ぼす重要な事象があった場合には、その内容を表示しなければなりません。

⁸「金融持株会社」はEU会計指令2013/34において、他の企業の株式を取得してその持株を管理し、利益に変えることのみを目的とする企業であり、株主としての権利を害することなく、それらの企業の経営に直接的または間接的に関与しないものとして定義される。

EFRAGは、そのテクニカル・アドバイスの一環として、このような開示を求めることも提案しています。この免除の適用に関する明確化は、国内法への移管のプロセスの一環として、又は改訂後のESRS委任法令の中で提供される可能性があります(第2.11節参照)。

2.8. バリュー・チェーンにおける任意報告及び情報要請

任意の報告

コンテンツ指令は、任意利用を目的としたサステナビリティ報告基準について、2026年7月19日までに欧州委員会が委任法を制定することを定めています。これらの基準は、2026年11月までにEU官報に掲載される見込みです。当該基準は、2024年12月にEFRAGが公表した中小企業向け自主的サステナビリティ報告基準(VSME基準)を基礎としつつ、対象となる企業の規模及び事業の複雑性に照らして、比例性及び関連性を確保するため、一定の相違が設けられる可能性があります。これらの基準は、直前事業年度における平均従業員数が1,000人以下の企業を対象として設計されます。

現行のEFRAG VSME基準は、ESRSと比較して、より柔軟なサステナビリティ報告のアプローチを提案しており、主として以下の特徴を有しています：

- 2つのモジュールから成る簡素化された構成
基本モジュール及び任意の包括モジュールから構成され、合計で20の開示要求事項を含む
- 3種類のデータ・ポイント(必須、条件付及び任意)
- ダブル・マテリアリティ評価を要求しないこと(温室効果ガス(GHG)排出削減目標が存在する場合の条件付開示、スコープ3温室効果ガス排出量及び気候移行計画についての任意開示)

追加的なガイダンスの提供、方法論、一覧表、表、教育資料並びに事例及び例示を含んでいます。

欧州委員会が任意利用を目的としたサステナビリティ報告基準を採択するまでの間、任意でサステナビリティ情報を報告する企業は、EFRAGが策定したVSME基準に基づく欧州委員会勧告(EU)2025/1710に従って報告を行うことができます。

"バリュー・チェーン・キャップ" - 小規模なバリュー・チェーン上の取引先に対する新たな保護措置

改正後のCSRDは、「バリュー・チェーン・キャップ」を導入しており、これにより、適用対象となる報告企業が、バリュー・チェーンにおいて平均従業員数が1,000人以下の企業(以下「保護対象企業」という)に対して要請できるサステナビリティ情報が制限されます。報告企業は、欧州委員会により採択される予定の任意のサステナビリティ報告基準(VSME基準に基づくもの)において規定される情報に限定して、情報を要請することができます。保護対象企業は、これらの制限を超える情報の提供を拒否する権利を有します。報告企業が制限を超える情報を要請する場合には、当該情報が制限を超えるものであること、及び当該情報の提供を拒否する法定の権利を有していることを、保護対象企業に対して通知しなければなりません。バリュー・チェーン・キャップは、サステナビリティ報告目的の情報収集にのみ適用されるものであり、EUのデューデリジェンス要件への対応等、他の目的による情報要請には影響を及ぼしません。また、保証業務提供者は、保証意見を形成するに当たり、これらの法定の保護措置を尊重しなければなりません。

バリュー・チェーン情報に関する経過措置

コンテンツ指令は、サステナビリティ報告の最初の3年間において、バリュー・チェーンに関する必要な情報のすべてが入手できない場合に、部分的なカバレッジを認める経過措置を維持しています。この経過措置の適用は、企業が、情報が完全に入手できない理由、必要な情報を入手するために行った取組み、将来において当該情報を入手するための計画を説明することを条件としています。

当該期間終了後は、企業は、バリュー・チェーンから直接入手した情報又は、必要に応じて見積りを用いることにより、バリュー・チェーン報告要件を全面的に満たすことが求められます。



弊法人のコメント

任意報告基準及び市場の期待: EFRAGのVSME基準は、当初は従業員数250人未満の非上場中小企業向けに開発されたものであったが、CSRDの適用範囲が大幅に縮小されたことにより、従業員数が250人超1,000人以下の企業も、欧州委員会により採択される予定の自主的基準を用いてサステナビリティ情報を報告することが可能となります。

欧州委員会は、当該委任法をEFRAG VSME基準に基づいて策定する意向を示しているため、影響を受ける企業は、VSMEに基づく開示水準が、投資家の期待、市場慣行及びセクター特有の基準を満たすかどうかを評価すべきです。VSMEの枠組みは、企業が、自社のセクターに共通するサステナビリティ課題又は自社のビジネスモデルに固有の課題に関する追加情報を、必要に応じて補足的に開示することを可能としています。

"バリュー・チェーン・キャップ" は、コンプライアンスへのアプローチを転換させる: 適用対象となる報告企業は、バリュー・チェーンにおける最も重要なデータ・ポイントに注力し、一次データが入手できない場合には見積り手法を強化し、バリュー・チェーン・キャップの範囲内で機能する拡張性のあるサプライヤー・エンゲージメントのプロセスを構築する必要があります。保証業務提供者も、保証意見の形成に当たり、これらの法定の保護措置を考慮しなければなりません。

バリュー・チェーン情報に関する経過措置: EFRAGは、そのテクニカル・アドバイスの一環として、新たな軽減措置との重複を回避するため、バリュー・チェーン情報に関する経過措置を削除することを提案していました(下記第2.9節参照)。

しかしながら、コンテンツ指令は、この経過措置をCSRDの中に維持しているため、改訂後のESRSとの間に不整合が生じる可能性があります。

企業は、特にバリュー・チェーン情報の取扱いに関して、欧州委員会により採択される予定の改訂後ESRSに関する今後の委任法における変更を注視することが推奨されます。

2.9. 情報の省略

機密性及びセキュリティ関連の省略の拡大

コンテンツ指令は、サステナビリティ報告において、一定の情報の開示を省略することを企業に認めるべき4つのケースを定義しています。これらのケースは、CSRD及び簡素化前ESRS(セット1)に分散して規定されていた従前の省略オプションを拡張するものです。従前の省略オプションには、以下が含まれていました。すなわち、機密情報及びセンシティブな情報、知的財産、ノウハウ又はイノベーションの成果に関連する情報、並びに、加盟国により認められる場合に限り、今後予定されている開発又は交渉中の事項に関連する情報を省略する可能性です。これらのうち、従来は加盟国の裁量に委ねられていた最後のオプションについては、現在では、特定の種類の情報を省略することを企業に直接認める形に置き換えられ、修正されています。

コンテンツ指令は現在、企業が、当該免除を適用した事実を開示し、かつ、各報告日ごとに当該情報を引き続き省略できるかどうかを再評価することを条件として、以下のオプションに基づき情報を省略することを認めています。

- i. 企業の営業上の地位を害するおそれのある情報
 - 当該情報を省略する場合であっても、企業は、以下を確保しなければなりません:
 - a) 当該省略が、企業の発展、業績及び財政状態、又は主要なリスク若しくは主要なインパクトについての公正かつ均衡のとれた理解を妨げないこと
 - b) 当該情報を開示した場合に、企業の営業上の地位を重大に害することなく、開示要件の目的を満たす方法で当該情報を開示することが不可能であること

- ii. 営業秘密に該当する、知的資本、知的財産、ノウハウ、技術情報又はイノベーションの成果に関連する情報
- iii. 機密指定情報⁹
- iv. EU法又は国内法により、不正なアクセス又は開示から保護されているその他の情報、又は個人のプライバシー若しくは安全を保護するために必要な情報¹⁰



弊法人のコメント

これらの明確化は、営業秘密に関するものを含む機密情報の開示に関して、従前から存在していた懸念に対応するものです。また、公正な表示という包括的な目的を維持しつつ、サステナビリティ報告が意図せず機微な情報の開示を強いるリスクを低減することを目的としています。

企業の営業上の地位に対する不利益: このオプションは、企業に対して相当な軽減措置を提供することが見込まれている一方で、当該オプションの利用を、企業の営業上の地位を重大に害することなく開示要件の目的を満たす方法で情報を開示することが不可能であると判断した企業に限定するという、高いハードルが設けられている点に留意する必要があります。また、要求される透明性の水準についても慎重に検討すべきであり、特に、戦略及びビジネスモデルに関する一般的情報、重要なインパクト、リスク及び機会、並びに重要なリスク及び機会の財務的影響を含む、ESRS 2に関連する特定の開示要件を省略するために当該オプションが用いられる場合には、十分な注意が必要です。

機密指定情報及びセンシティブな情報: 2025年8月、欧州委員会は、委員会通知において、防衛セクターは「他のセクターよりも、センシティブな情報又は機密指定情報の省略を認める規定を利用する可能性が高い」ことを明確にしていました。¹¹さらに、コンテンツ指令による改正が行われる以前は、企業は、簡素化前ESRS(セット1)により認められていた機密指定情報及びセンシティブな情報を省略するオプションを利用した事実を表示することも、各報告日において当該省略を再評価することも求められていませんでした。コンテンツ指令は、企業に認められる省略の範囲を拡大する一方で、従前の要件と比較して、当該省略の利用に関して追加的な透明性を求めています。したがって、適用対象となる企業は、コンテンツ指令の国内法への移管も考慮に入れつつ、これらの開示を見越したリスク評価を実施すべきです。

2.10. 保証規定の変更

限定的保証は維持される

CSRDに基づく、適用対象となるEU企業のサステナビリティ報告に対する保証要件は、変更されていません。監査人及び保証業務提供者は、オムニバスによる改正の下で、欧州委員会が合理的保証基準の採択の権限を削除したことから、サステナビリティ情報に対して引き続き限定的保証を適用していくこととなります。また、「ストップ・ザ・クロック指令」により導入された改正後の報告タイムライン及び、より広範な簡素化措置との整合を図るため、委任法によりEUの限定的保証基準を採択するための欧州委員会の期限は、2026年10月1日から2027年7月1日へと延期されています。

第三国監査人に対する経過措置

登録要件の簡素化及び監督からの一時的な免除を含む経過的な取扱いが、一定の第三国監査人及び監査に対して導入されます。

⁹「機密指定情報」はEU規則2023/2418において、いかなる形態においても、無許可で開示されると、EUまたは1つ以上の加盟国の利益にさまざまな程度の損害を与える可能性のある情報または資料であり、EUの分類マークまたはそれに対応する分類マークが付されているものとして定義される

¹⁰「センシティブな情報」はEU規則2023/2418によって定義される。

¹¹ 防衛セクターにおける企業サステナビリティ・デューデリジエンス指令の適用に対するコミッションノート(C/2025/4950), セクション 3.2.5 (53)

EUの規制市場において有価証券が取引されている第三国企業に対してサステナビリティ保証報告書を発行する企業に該当する、一定の第三国監査人及び監査企業に対して、これらの経過的な取扱いが導入されます。これは、第三国監査人にとって、より円滑な移行を確保するための、期間を限定した一時的な例外措置です。



弊法人のコメント

保証に対する期待は、今後も引き続き進化していくと考えられます。サステナビリティ報告に関する今後の限定的保証基準は、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) の国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 に基づくものとなることを見込まれています。短期的には、企業は、プロセス及び内部統制の「監査可能性」(すなわち、データの系統性、ガバナンス、文書化及び一貫性) に重点を置くべきであり、併せて、加盟国及び保証規制当局が改訂後の枠組みをどのように実施するかを注視する必要があります。

サステナビリティ報告書全体又は個別のKPIに対する自主的な合理的保証は、引き続き可能であり、関連する加盟国において適用されるいずれの保証基準に基づいても実施することができます (ISSA 5000 が2027年に発効するまでの間は、国際保証業務基準 (ISAE) 3000 (改訂版)、又は各国の保証基準)。

2.11. ESRSの改訂

ESRSを簡素化するための委譲

公表時点において、欧州委員会は、2025年12月初旬にEFRAGから提出された、ESRSの改訂を提案するテクニカル・アドバイスを検討しており、CSRDを改正するコンテンツ指令の発効後6か月以内(すなわち、2026年9月までが見込まれている)に、改訂後のESRSに関する委任法を採択することを計画しています。当該改訂は、意思決定に有用な情報を維持しつつ、負担を軽減し、サステナビリティ報告を合理化することを目的として、ESRS第1セットを大幅に見直すことを意図しています。

ESRS改訂において重点を置くべき事項

本指令は、改訂後のESRSが、とりわけ以下の点に重点を置くべきであることを定めています：

- i. 重要性の低いデータ・ポイントを削除すること；可能な場合には定量的データ・ポイントを優先すること
- ii. 必須のデータ・ポイントと任意のデータ・ポイントとの区別をさらに明確化すること
- iii. マテリアリティの適用に関する指針をより明確に提供すること
- iv. 他のEU法制との整合性を高めること；及びグローバルなサステナビリティ報告基準との相互運用性を向上させること

これらの優先事項に対応するため、EFRAGのテクニカル・アドバイスは、とりわけ以下の主要な変更を提案しています

- 簡素化され、再構成された基準
- サステナビリティ報告書における情報表示の柔軟性(エグゼクティブ・サマリー、付録、集約又は分解の水準)
- 適正な表示の概念を明示的な目的として位置付けること
- 包括的なフィルターとして、情報の重要性をより重視すること
- 簡素化されたダブル・マテリアリティ評価プロセス、より焦点を絞ったものとし、戦略及びビジネスモデルに基づくトップダウン・アプローチを適用する機会を提供すること
- 是正措置、軽減措置及び防止措置が、重要な負のインパクトの評価にどのように影響するかに関する新たなガイダンス
- 財務諸表との整合性を確認するとともに、新たな規定及び例外を含む報告範囲に関する事項
- 新たな重要な軽減措置、例えば、過大なコスト又は労力の原則の適用、データ不足による部分的なスコープによる指標報告
- 予想される財務的影響及び懸念物質に関する定量的情報について、2029事業年度まで適用される追加的な段階的適用による軽減措置、

トピック別ESRSにおけるさらなる変更

2026年1月に公表された、改訂後ESRSのより詳細な概要をご参照ください: [EFRAGが簡素化欧州サステナビリティ報告基準\(ESRS\)に対するテクニカルアドバイスを提出 | EY Japan](#)

 弊法人のコメント

改訂後ESRSの適用日: 改訂後ESRSに関する委任法の発効日及び、欧州委員会から今後示される追加的な指針の内容によっては、CSRDの適用対象となる企業は、2026事業年度に係る報告について、この委任法の適用を前倒しで行うことが認められる可能性があります。ESRSに基づき報告を行う企業にとっては、これは、欧州委員会からのさらなる指針が示されるまでの間は、現行のESRSが引き続き適用される一方で、要件が合理化された新たな基準体系への移行に向けた準備を進める必要がある期間を計画することを意味します。想定される方向性(例えば、データ・ポイントの整理合理化)を踏まえた早期のギャップ分析を実施することにより、後続する報告サイクルにおける手戻り作業を削減することが可能となります。

2.12. セクター別基準に関する規定の削除

セクター別ESRSは廃止される

コンテンツ指令は、セクター別のサステナビリティ報告基準を採択する欧州委員会の権限を削除しています。これは、簡素化後にデータ・ポイントの数が増加することを回避することを目的としたものです。

欧州委員会は、市場の需要に応じて、拘束力を有しないセクター別ガイダンスを引き続き発行する可能性があります。これには、ESRSの適用を支援するためのガイダンス、及び特定のセクターにおけるダブル・マテリアリティ評価の実施に関するガイダンスが含まれる可能性があります。

 弊法人のコメント

セクター別基準が存在しない場合、企業は、他のフレームワーク(例えば、ISSBの業種別基準)を検討するとともに、透明性及び信頼性を維持するため、認知された業界のベスト・プラクティスとの整合を図るための措置を講じることを検討することができます。

2.13. デジタル化要件の変更

デジタル面での支援措置

デジタル報告に関しては、特に2つの変更が重要である。第一に、コンテンツ指令は、義務的及び任意のサステナビリティ報告の枠組みの双方に関する情報、ガイダンス、テンプレート及びその他の支援にアクセスするための、専用のEUポータルを導入しています。当該ポータルは、存在する場合には、各国におけるオンラインの支援措置と相互接続されます。

第二に、コンテンツ指令は、企業が、そのサステナビリティ報告書に対して、現在開発中である電子報告フォーマット(欧州単一電子フォーマット(European Single Electronic Format))を用いたタグ付け(マークアップ)を行うことを求めています。ただし、サステナビリティ報告に関するデジタル・マークアップの詳細な規則が、委任法により採択されるまでの間は、企業はサステナビリティ報告書にマークアップを行うことを求められていません。

コンテンツ指令はまた、データ処理に関連する事務負担を軽減することを目的として、より安全で、シームレスかつ自動化されたサステナビリティ・データの収集及び交換を通じて企業を支援し得る技術的イニシアティブについて、欧州委員会が報告を行うことを求めています。



弊法人のコメント

ESRSナレッジ・ハブ: EFRAG は、ESRS を含むサステナビリティ報告関連資料をステークホルダーが参照しやすくするため、インタラクティブなオンラインプラットフォームを立ち上げました。実務上、この ESRS ナレッジハブは、コンテンツ指令のデジタル化規定の下で想定されている EU レベルのデジタル報告ポータルの中核として機能する可能性が高いです。採択済みの現行 ESRS、簡素化された基準案、VSME フレームワーク、技術ガイダンス、および EU 法令へのリンクを単一のインタラクティブ環境に統合することで、このハブは、サステナビリティ報告要件に関する中央集権的で信頼性の高いアクセス拠点へ向けた欧州委員会の方向性を示しています。将来的には、サステナビリティ報告基準、ガイダンス、さらには将来のデジタルタグ付けソリューションをナビゲートするための EU の主要インターフェースとして、段階的に拡張または統合されいく可能性があります。

3. 今後の対応

二次法令

コンテンツ指令が現在発効していることを受けて、欧州委員会は、技術的な基準及び要件をもって当該指令を補完するため、二次法令の一形態である複数の委任法を策定しています。

要約すると、本書公表時点で未採択となっている二次法令には、以下が含まれます：

マイルストーン	期限
任意利用のための基準に関する委任法	2026年7月19日 4年ごとに見直され、強制的な報告義務の対象とならないすべての企業が利用可能である
デジタル・タグ付けに関する委任法	2026年後半に予定
改訂後ESRSに関する委任法	コンテンツ指令の発効後6か月以内(2026年9月までが見込まれている)
限定的保証基準に関する委任法	2027年7月1日
EU域外 ESRS (N-ESRS)に関する委任法	未定(欧州委員会は、2027年10月以前にはならないことを示している)
デューディリジェンス報告書に関する委任法	2029年3月31日
適用範囲に関する評価の公表(欧州委員会)	2031年4月30日

コンテンツ指令の国内法への移管

加盟国は、オムニバスコンテンツ指令を今後12か月以内に自国の国内法に転換しなければならず、その転換期限は2027年3月19日です。公表時点において、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペインを除くすべてのEU加盟国は、当初のCSRD指令を国内法に移管し、正式に採択しています。

当初のCSRDを国内法に転換しているEU加盟国(2026年3月時点)		当初のCSRDを国内法に転換していないEU加盟国(2026年3月時点)
▪ Austria	▪ Hungary	▪ Germany
▪ Belgium	▪ Ireland	▪ Luxembourg
▪ Bulgaria	▪ Italy	▪ The Netherlands
▪ Croatia	▪ Latvia	▪ Portugal
▪ Cyprus	▪ Lithuania	▪ Spain
▪ Czechia	▪ Malta	
▪ Denmark	▪ Poland	
▪ Estonia	▪ Romania	
▪ Finland	▪ Slovakia	
▪ France	▪ Slovenia	
▪ Greece	▪ Sweden	

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の見聞やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製又は配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセス及びIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

本資料は EYG 002062-26Gbl の翻訳版です。
ey.com/ja_jp

弊法人のコメント

加盟国における国内法転換: 加盟国は、コンテンツ指令の発効後12か月以内(すなわち、2027年3月19日まで)に、コンテンツ指令を国内法に移管しなければなりません。したがって、各法域において義務がいつ、及びどのように適用されるかを決定する上で、各国における実施スケジュール及び選択(例えば、適用対象外となったWave 1企業に対する任意の経過的免除措置)が重要となります。

前述のとおり、5つの加盟国はいまだ当初のCSRDを国内法に転換していません。この結果、EU全体において複雑かつ断片化された報告環境が生じています。これらの加盟国については、オムニバス法案のうちコンテンツ指令に反映された変更を取り込むため、当該国の法案が修正される可能性が高いです。加盟国が、コンテンツ指令を所定の期限内に国内法へ移管しない場合、企業が対応すべき複雑性及び断片化は、さらに増大することとなります。したがって、企業は、自社の事業活動及び報告要件に関連する国における国内法転換の動向を注視し、その影響を評価することが推奨されます。